

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 28 日

各地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課 御中

廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

金属くず輸出業者に対する水際対策強化について

当部では「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成 24 年 3 月 19 日付け環廃企発第 120319001 号・環廃対発第 120319001 号・環廃産発第 120319001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知。以下、「平成 24 年 3 月 19 日付け通知」と言う。）により、廃棄物該当性の判断指針を明確化したところです。

これにより、中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際における、廃棄物該当性の判断においても、本通知の考え方が適用されます。このため、中古利用に適さない使用済特定家庭用機器（スクラップにしたものを含み、廃棄物処理法の処理基準に則り再商品化された後のものは含まない。以下同じ。）を輸出する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」と言う。）第10条第1項及び第15条の4の7第1項の規定により、環境大臣の確認を必ず受けなければなりません。

今般、使用済特定家庭用機器（主にエアコン、洗濯機）が混在する金属くずが保税地域に保管されている事例が発生したことに鑑み、廃棄物の不法輸出防止に向け、下記のとおり、金属くず輸出業者に対する水際対策の強化にご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 税関、地方公共団体、消防、不用品回収業者等から、又はパトロール等による情報収集を通じて、中古利用に適さない使用済家電製品の不法輸出に関する情報を得、又は覚知した場合は、保税区域等の現地確認及び立入検査を実施し、平成 24 年 3 月 19 日付け通知に従い積極的に廃棄物該当性の判断を行い、荷役業者等から廃棄物に該当するスクラップの輸出者等（輸出予定者を含む。以下同じ。）に関する情報を得て、当該輸出者等に対して、地方公共団体とも連携して、行政指導等を実施すること。また、荷役業者等、輸出者等以外の関係事業者に対しても違法性についての説明を行うこと。
2. 行政指導等に際しては、無確認輸出をする目的で搬入予定地域に廃棄物を搬入する等した時点で予備罪、通関手続のために輸出申告を行った時点で未遂罪に該当することも積極的に周知すること。
3. 行政指導等にもかかわらず、改善がみられず悪質であると判断できる場合は、刑事告訴を検討すること。
4. 説明会等を通じて、廃棄物に該当する使用済特定家庭用機器等（廃棄物に該当する、使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品を含む）の無確認輸出は違法である旨の注意喚起を適宜実施すること。